

長久手市公園愛護会報償金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が設置する都市公園の除草、清掃等の維持管理業務（以下「愛護会活動」という。）を自発的に行う団体（以下「愛護会」という。）に対し、報償金を交付することにより公園管理の円滑化と併せて、地域住民の公園に対する愛護意識の高揚及び地域住民のコミュニティーの形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「都市公園」とは、都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づき設置された公園をいう。

2 この要綱において「愛護会活動」とは、次の各号に掲げる活動をいう。

- (1) 公園の除草及び清掃の実施
- (2) 公園施設の点検及びこれに伴う連絡
- (3) 公園の花壇等の手入れ及び樹木の保護育成
- (4) 公園利用の促進
- (5) 公園施設の愛護思想の普及
- (6) その他目的達成のために必要な活動

3 この要綱において「愛護会」とは、公園周辺の分会、自治会、町内会、子供会、老人クラブ等の団体で構成されるものであって、前条の目的を達成するために愛護会活動を行うものをいう。

(愛護会の申請及び承認)

第3条 愛護会を設立しようとするものは、公園愛護会設立承認申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の愛護会設立承認申請書の内容を審査し適当と認めるときは、公園愛護会設立承認書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(愛護会の名称等)

第4条 愛護会の名称には、愛護会活動の対象となる公園名を用いるものとし、1公園1愛護会とする。

(報償金の額)

第5条 報償金は、次の各号により算出した合計額とする。ただし、50,000円を限度とする。

(1) 均等割 1公園につき25,000円

(2) 面積割 1平方メートルにつき10円

(愛護会活動の計画書等)

第6条 愛護会は、次の区分による時期毎に公園愛護会活動計画書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

| | | |
|---|----|----------------|
| 区 | 上期 | 4月1日から9月30日まで |
| 分 | 下期 | 10月1日から3月31日まで |

2 前項に規定する表の区分の期間の途中において公園等愛護会を設立した場合は、前項に規定する表の当該区分の期間における計画書を市長に提出するものとする。

(愛護会活動の実績報告)

第7条 愛護会は、前条に規定する各期末毎に公園愛護会活動実績報告書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(報償金の請求及び交付)

第8条 愛護会は、報償金の交付を受けようとするときは請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

2 市長は前項の請求書の提出があったときは、前条の規定により提出された公園愛護会活動実績報告書に基づき、第6条に規定する各期末後30日以内に報償金を交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該期末前においても活動の実績を勘案して交付することができる。

(愛護会の解散)

第9条 愛護会を解散しようとするときは、公園愛護会解散届(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(愛護運営活動)

第10条 希望する愛護会は、第2条第2項の「愛護会活動」以外に、次の各号に掲げる「愛護運営活動」を行うことができる。

(1) 花壇の設置

(2) 公園の活性化・地域交流を目的としたイベント

(3) 中低木の管理

(4) 草刈り

(5) その他公園施設の改善のために必要な活動

(愛護運営活動に対する支援)

第11条 前条に定める活動に対しては、報奨金は発生しないものとする。ただし、活動に応じて、愛護会は次の各号の支援を市から受けることができる。

- (1) 花壇の土等の一部支援
- (2) 真菜の種の配布、収穫
- (3) イベント時や中低木管理時の公園指定管理者による支援
- (4) イベント等の広報
- (5) 草刈機の貸出し
- (6) その他市長が必要と認めたもの

(愛護運営活動の申請書)

第12条 第10条に定める活動を行う場合は、公園愛護運営活動申請書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(その他の事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月1日から施行する。